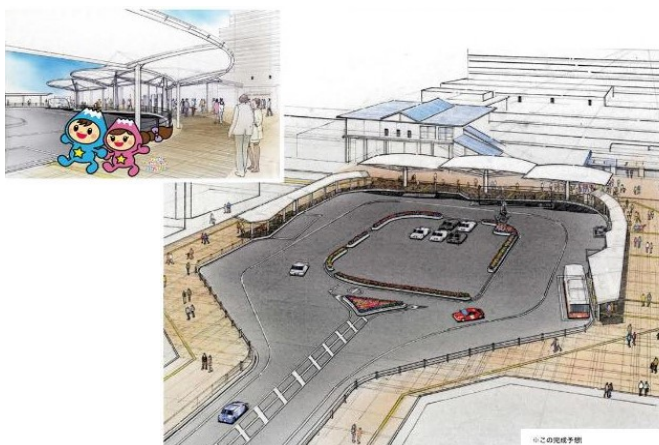


第6章 市街地開発事業

市街地開発事業は、計画的な市街地を形成し、都市機能の向上を図る公共施設や建築物の整備、宅地の利用増進を総合的に進めるものです。この事業には、土地区画整理事業、市街地再開発事業などがあります。

1. 土地区画整理事業

土地区画整理事業は良好な市街地を形成するため、乱雑な既成市街地、無秩序に市街化しつつある市街地、又は新たに市街化しようとする一定の広がりを持った地区について、土地の区画・形質を整え、道路や公園などの公共施設を一括して整備する総合的なまちづくりの事業です。



鶴瀬駅東口土地区画整理事業の整備イメージ

左上 駅前広場（整備中）

右下 鶴瀬東一丁目公園（完成済）

なお、これらの公共用地は、地区内の土地の一部を事業により土地利用が増進する割合によって提供してもらうこと（減歩）により生み出されます。

本市ではこれまでみずほ台、針ヶ谷、榎町、鶴馬一丁目、御庵、勝瀬原、水子貝塚東、谷ッ合地区の8か所216.47haで事業が完了しています。現在、市施行2地区（鶴瀬駅西口、鶴瀬駅東口）27.4ha、個人施行1地区（北別所）0.92haにおいて事業が進められており、これらの事業が完了すると市街地の約3割がこの事業により整備されることになります。



2. 住宅市街地総合整備事業・密集住宅市街地整備型（旧密集住宅市街地整備促進事業）

本事業は老朽化し、公共施設の不足する住宅市街地を改善するため、住宅の建て替えと公共施設の整備により都市の防災機能を高め、居住

環境の改善を図るものです。本市では、鶴瀬東2丁目地内の旧陣地地区で平成17年3月に事業が完了しています。